

<表明文>

消費者対策推進事業について

令和6年3月



葛飾区長 青木 克徳

葛飾区では、区民の皆さまとともに、「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く 暮らしやすいまち・葛飾」を実現していくために、区民が安全・安心に暮らしていけるよう、消費生活相談の実施や、日々の暮らしに役立つ様々な消費生活情報を提供してまいりました。また、各種講座の開催やイベント等を通じて、区民の皆様の消費者被害を未然に防止する取組を続けてまいりました。

令和5年度は、18歳が成年年齢であることを踏まえた出前講座を、区内の特別支援学校や大学で行い、啓発チラシや冊子の配布を行うなど、若年層に向けた消費者教育を実施いたしました。また、高齢者や障害者の消費者被害を未然に防止するべく、葛飾区消費生活展で出前寄席を開催して消費者問題をテーマにした話をするなど、巧妙な悪質商法の手口についての注意喚起を行いました。こうした事業において、国の「消費者行政強化交付金等」を財源に、講座やイベント会場での啓発チラシなどの配布、区内掲示板や路線バスへの啓発ポスターによる注意喚起を行い、区民の皆様の不安解消に努めてまいりました。

令和6年度におきましても、引き続き、地域の皆様や活動団体と共に行うイベントや研修会の実施、路線バスの車内広告などによる消費生活情報の周知に積極的に取り組むことにより、消費者施策の充実を図ってまいります。

葛飾区はこれからも、区民の消費者としての権利を守るために、地域の皆様や活動団体、事業者の方々と連携・協働を深めながら、消費者行政を推進してまいります。